

旅客輸送船等に対する救命設備の特別要件に関する改正の解説

1. はじめに

2025年12月付一部改正により改正されている旅客輸送船等に対する救命設備の特別要件に関する改正について、その内容を解説する。本改正に伴い、安全設備規則／同検査要領が改正されている。なお、本改正は2026年1月1日から施行される。

2. 改正の背景

2022年4月に発生した小型旅客船の事故を踏まえて、国土交通省において実施された各種検討の結果、旅客輸送船等の安全対策を強化するため、船舶救命設備規則の一部要件が2024年10月に改正された。船舶救命設備規則の主な改正点は以下のとおりである。

(1) 位置保持型膨脹式救命いかだの要件の新規制定

乗り移り時の落水危険性を軽減するため、位置を調整し保持する装置（引き寄せ索等）を備え付けた救命いかだの要件が新たに規定された。

(2) 降下式乗込装置の性能要件の一部追加

使用温度を-20℃から40℃までとすること等、降下式乗込装置の性能要件が一部追加された。

(3) 旅客輸送船に要求される救命設備の要件の追加

旅客船以外の船舶であって、海上運送法第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶（物のみの運送の用に供する船舶を除く）である旅客輸送船に対して、要求される救命設備の要件が追加された。

2025年3月には、当該改正に係る検査の詳細な取扱いを定めるため、船舶検査心得の一部要件が改正された。

このため、当該改正に基づき、関連規定を改めた。

3. 改正の内容

主な改正点は以下のとおりである。

- (1) 位置保持型膨脹式救命いかだの要件を規定した。
- (2) 降下式乗込装置の性能要件を規定した。
- (3) 旅客輸送船に対して、表1に示す救命設備の要件を規定した。

表1 旅客輸送船に要求される救命設備

船舶および航行区域	救命設備
長さ85m未満の第3種船	➤ 進水装置用救命いかだ
第4種船 遠洋区域 近海区域	➤ 水面上1.2m未満の甲板から乗り込む位置保持型膨脹式救命いかだ
	➤ 降下式乗込装置により乗り込む救命いかだ
沿海区域	➤ 進水装置用救命いかだ
平水区域 (管海官庁が必要と認めた場合)	➤ 水面上1.2m未満の甲板から乗り込む位置保持型膨脹式救命いかだ ➤ 降下式乗込装置により乗り込む救命いかだ ➤ 救命浮器(平水区域、又は平水区域から2時間以内に往復できる区域を航行区域とする船舶)

第3種船：国際航海に従事する総トン数500トン以上の、旅客船及び漁船以外の船舶

第4種船：国際航海に従事する総トン数500トン未満の、旅客船及び漁船以外の船舶

国際航海に従事しない、旅客船及び漁船以外の船舶